

第3回（仮称）加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例検討委員会

（会議概要）

項目	事務局説明	委員からの意見	修正事項等
題名	・「（仮称）加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」とする。	【意見なし】	
	・題名及び本文において、障がい者に関する表記を「障害者」で統一する。	【意見なし】	
目次	・この条例が「手話言語」と「障害者コミュニケーション促進」の2つの部分から成るものであることを強調するため、章立てにし目次を設定する。	【意見なし】	
前文	・「手話言語に関する内容」「障害者コミュニケーションの促進に関する内容」「宣言文」の3つの部分で構成する。		
		（山本委員） ・盲ろう者には「指点字」によりコミュニケーションを図る者がいるが、「指点字」を記載することはできるか。	・前文及び第2条「定義」規定に「指点字」を追記する。

		(水田委員) ・「手話を含む非音声言語」という記載があるが、「手話言語」に変えていただきたい。 (川添委員) ・障害者権利条約第2条「定義」の原文は、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と訳されており、「手話」は「その他の非音声言語」には含まれないのではと考えられる。「音声言語及び手話言語」とすればどうか。	・明石市では「手話その他の形態の非音声言語」と表記されている。障害者権利条約の原文を再確認し、表記方法を検討する。
		(川添委員) ・前文が3つの部分で構成されていることが分かりやすくなるよう、各部分の境界に行を挿入して区切り、見出しをつけてはどうか。 (永井委員) ・一文が長文となっている箇所について、短く区切り、簡潔に分かりやすく記載してはどうか。	・部分ごとに行を挿入し、見出しをつけるとともに、一文を区切り、分かりやすい表記になるよう修正する。
		(水田委員) ・宣言文内の「手話が言語であることを認識する」を「手話が言語であることを認識し普及する」に変え、ここで文を区切ってはどうか。	・分かりやすい表記になるよう検討する。

第1章 総則	第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本理念 第4条 市の責務 第5条 市民の役割 第6条 事業者の役割 第7条 施策の基本方針 第8条 財政上の措置		
		(川添委員) ・第1条「目的」において、「手話言語への理解の促進」の後ろに「とその普及」を加えていただきたい。	・意見のとおり修正する。
		(山本委員) ・第2条第1号「障害者」の定義について、障害者基本法の規定を引用するのではなく、条例内に直接定義を置くことはできるか。 (澤田委員) ・この条例のなかですべて分かるほうがいいと思う。	・条例内で具体的に記載したほうが分かりやすいため、修正する。
		(澤田委員) ・第2条第3号「障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段」の定義について、「写真」そのものは	・意見のとおり修正する。これに伴い、条例素案の他の部分にも同様の「表現があるため、修正する。

		コミュニケーション手段とはならないため、「写真を用いた分かりやすい表現」に変えていただきたい。	
		(川添委員) ・第2条第6号「学校」の定義について、「特別支援学校」も追記していただきたい。 (杉山会長) ・幼稚園などの就学前の集団保育の場でも学習の機会を求めることができるよう、表記を修正していただきたい。	・表記方法を検討する。
第2章 手話言語への理解の促進	第9条 手話を学ぶ機会の提供等	【意見なし】	
第3章 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及	第10条 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の促進 第11条 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備 第12条 コミュニケーション支援者等の確保及び養成		
		(水田委員) ・第11条第3号の規定について、「又は」より「及び」のほうが適しているのではないか。	・意見のとおり修正する。

		(水田委員) ・第 11 条第 4 号の規定について、「又は」より「及び」のほうが適しているのではないか。	・この規定における「聴覚障害者」にはろう者だけでなく、中途失聴者や難聴者も含んでいる。「及び」とすると、手話通訳者と要約筆記者の両方を派遣するという解釈に繋がってしまうため、この表記とさせていただく。
第 4 章 雑則	第 13 条 補則	【意見なし】	